

### 【代理店の権限】

当社は損害保険および生命保険の代理店であり、損害保険契約の締結を代理および生命保険の締結の媒介をいたします。

### 【告知受領権の有無】

当代理店は告知受領権を有しております。お客さまに告知いただいた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になったり、保険金をお支払いでないことがありますので正しく告知いただきますようお願いいたします。